

環境美化にご協力を!

秋風とともにさわやかな季節となりましたが、夏の行楽期に家の周辺や道路に捨てられたゴミや空きカンが目についてきました。

また、雑草が茂っていたり、資材や使わなくなった自転車・電化製品などが放置された空き地や、古い建物が壊れて危険な状態になっている空き家は、美観を損ねてしまいます。生活環境の美化と清潔な街並みを保つため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。



浄化槽の適正な管理

浄化槽は微生物の活動により、汚水をきれいにするため、日頃の管理や使い方が大事です。

- ・ 水は適正量を流す。
- ・ 異物は絶対に入れない。
- ・ 消毒薬を切らさない。
- ・ 浄化槽の電源は切らないようにします。

浄化槽の使用にあたっては「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つの義務があり、その記録は3年間保存するよう定められています。

保守点検

機器類や消毒剤など浄化槽の運転状況を定期的に点検し、良好な機能の維持をはかります。

■保守点検の回数

浄化槽の処理方式、種類により表の期間ごとに回数が定まっています。

※「種類」の処理対象人数(人槽)は、浄化槽の大きさを表します。使用している人数ではありません。
※「図表1参照」

清掃

浄化槽内にたまったスカムや汚泥などを引き出し、汚泥の調整や装置の洗浄を行います。

■清掃の回数

清掃回数は浄化槽の種類によつて異なります。

※「図表2参照」

◎「保守点検」「清掃」は「専門業者」に委託して行ってください。

法定検査

■設置後の水質検査(浄化槽法第7条)

浄化槽を使い始めてから6〜8か月以内は1回行います。浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを検査員が検査します。

■定期検査(浄化槽法第11条)

浄化槽が正常に機能しているか、また、日頃の保守点検や清掃が適正に行われているかを検査します。

※検査の内容

- ・ 外観検査(設置状況・設備稼働状態)
- ・ 水質検査(浄化槽の処理機能)

【図表1】標準保守点検回数

○単独処理浄化槽(し尿だけ処理する浄化槽)

処理方式 人槽	分離ばっ気方式 分離接触 ばっ気方式	全ばっ気方式	腐敗方式
20人以下	4か月に1回以上	3か月に1回以上	6か月に1回以上
21人以上 300人以下	3か月に1回以上	2か月に1回以上	

○合併処理浄化槽(し尿と雑排水をあわせて処理する浄化槽)

処理方式 人槽	分離接触ばっ気方式 嫌気床接触ばっ気方式 脱窒床接触ばっ気方式
20人以下	4か月に1回以上
21人以上50人以下	3か月に1回以上

【図表2】標準清掃回数

処理方式	回数
全ばっ気方式	6か月に1回以上
その他の方式	1年に1回以上

2016・8・2 開会

第3回町議会臨時会

平成28年第3回町議会臨時会が8月2日に開かれ、議案1件について審議しました。

◆一般会計補正予算(第四号)

平成二十八年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ千八百八十五万八千円が追加され、予算総額四十三億九千六百四十五万円となりました。
補正のおもなものは、歳入が財政調整基金繰入金金の追加、歳出は、下水路整備費、畜産振興費などの追加です。

・書類検査(保守点検・清掃の記録)
◎「法定検査」は「北海道浄化槽協会」に依頼して行います。
このような保守点検、清掃、法定検査の料金は、浄化槽設置管理者の負担となります。
【お問い合わせ先】
町民課生活環境係
(☎212453)